

# 経 済 産 業 省

20150727情局第1号

平成27年7月28日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省商務情報政策局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成27年7月24日付け警察庁丙組組企発第182号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成27年7月24日付け外務省告示第270号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、シリアにおける邦人殺害事件やチュニジアにおけるテロ事件が発生するなど最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、貴会会員に対し一層の周知徹底されるようお願いいたします。

警察庁丙組組企発第 182 号  
平成 27 年 7 月 24 日

経済産業省商務情報政策局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 62）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（平成 27 年 7 月 24 日付け外務省告示第 270 号）により資産凍結措置等の対象となる個人の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られてきたところであるが、シリアにおける邦人殺害事件やチュニジアにおけるテロ事件が発生するなど最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底されるようよろしくお取り計らい願いたい。

(別表)

次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

284. イブラヒム・アリ・アブ・バクル・タントウーシ(別名:(a)アブド・アルムフシン(b)イブラヒム・アリ・ムハンマド・アブ・バクル(c)アブドゥル・ラフマン(d)アブ・アナス(e)イブラヒム・アブバケル・タントウーシェ(f)イブラヒム・アブバケル・タントウーシ(g)アブド・アルムフシ(h)アブド・アルラフマン(i)アブデル・イラー・サブリ(南アフリカ旅券434021161と関連を有する同国偽造ID番号6910275240086と関係のある偽名。いずれの書類も没収済み。)(j)アルリビ)

IBRAHIM ALI ABU BAKR TANTOUSH (a.k.a. (a)Abd al-Muhsin (b)Ibrahim Ali Muhammad Abu Bakr (c)Abdul Rahman (d)Abu Anas (e)Ibrahim Abubaker Tantouche (f)Ibrahim Abubaker Tantoush (g)' Abd al-Muhsi (h)' Abd al-Rahman (i)Abdel Ilah Sabri (false identity related to fraudulent South African identification number 6910275240086 linked to South African passport number 434021161, both documents have been confiscated)(j) Al-Libi)

称号:不明

役職:不明

生年月日:1966年2月2日

出生地:al Aziziyya, Libya

国籍:リビア

旅券番号:(a)リビア旅券203037(リビア、トリポリにて発行)(b)(リビア旅券347834、Ibrahim Ali Tantoushの名で発行、2014年2月21日失効)

ID番号:不明

住所:リビア、トリポリ(2014年2月時点)

国連制裁委員会による指定日:2002年1月11日(2006年7月31日、2006年10月4日、2011年5月16日及び2015年7月10日に改訂)

その他の情報:アフガン支援委員会(Afghan Support Committee (ASC))(282. に指定した団体)、イスラムの遺産復興協会(Revival of Islamic Heritage Society (RIHS))(283. に指定した団体)及びリビア・イスラム闘争グループ(Libyan Islamic Fighting Group(LIFG))(174. に指定した団体)と関係を有する。写真及び指紋はインターポール(国際警察刑事機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づく見直しは2010年6月8日に終了した。